

久留米工業高等専門学校専攻科における学業成績の評価並びに
単位の認定及び修了に関する規程

(平成18年2月2日制定)

第1章 総論

第1条 この規程は、久留米工業高等専門学校学則第53条第3項の規定に基づき専攻科における学業成績の評価及び修了に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 受講及び履修

第2条 当該学年の受講及び履修は、学則第49条に定める教育課程表に基づき必修科目及び選択科目を受講履修する。

2. 選択科目の受講については、予め、校長に選択科目履修届を提出し受講するものとする。
3. 各科目とも開講時数の5分の4以上出席した者は、履修と認める。ただし、授業担当教員が履修上、特別の事情があると判断した場合は履修を認めないことができる。
- 4 遅刻及び早退は3回をもって、欠課1回とする。

第3条 授業に遅刻、早退又は欠席した者で、その理由が次の各号の一に該当すると校長が認めた者については、受講と認める。

- (1) 忌引きの場合
- (2) 出席停止（懲戒を除く）の場合
- (3) 公共交通機関障害による場合
- (4) 学校行事へ参加した場合
- (5) 校長が認めた行事へ学校代表として参加した場合
- (6) その他やむを得ない事情と校長が認めた場合

第4条 前条の規定により授業に遅刻、早退又は欠席した場合は、補講を受けることができる。

第3章 試験

第5条 試験は、定期試験によるものの他適宜行うことができる。

第6条 定期試験は、該当科目の授業計画書（以下「シラバス」という。）に従って実施するものとする。

第7条 試験中不正行為を行った者の当該試験期間中の試験成績は0点とし、不正行為後の当該試験期間中の受験は認めないものとする。なお、第8条の適用は認めない。

- 2 前項以外の理由で停学を受け、試験を受けられなかった者の停学期間中の試験成績は0点とする。

第8条 第3条に規定する事由により定期試験を受験することができなかった者は、本人の願い出により校長が認めた場合は追試験を受けることができる。

第9条 追試験の願い出は、別に定める様式とする。

第4章 成績の評価

第10条 第2条の規定により履修と認められた者の成績の評価は、該当科目のシラバスに従って実施し、100点法で行うものとする。

第11条 学年末成績の評価は、次の4段階（A, B, C, D）で評価する。

- A 80点以上
- B 79点以下70点以上
- C 69点以下60点以上

D 59点以下

第5章 単位の修得

第12条 単位の修得は、成績の評価が60点以上で当該科目担当教員が単位を認定した科目について、単位の修得を認める。

第6章 専攻科課程の修了

第13条 専攻科課程の修了は、久留米工業高等専門学校学則及び久留米工業高等専門学校専攻科における単位の修得に関する規程に基づき、専攻科修了認定に関する査定会議の議を経て校長が行なう。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 久留米工業高等専門学校専攻科における学業成績の評価並びに単位の認定及び修了に関する規程（平成15年4月1日制定）は、この規則制定の日から廃止する。